

(委員氏名：)

評価項目及び基準	機構自己評価	具体的な対応状況等	委員評価	特記事項 (意見・提言)
<p>1 推進体制・方法</p> <p>(1) 市町村等との連携</p> <p>A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	A	<p>[国]</p> <p>1 国説明会・意見交換会等への参加</p> <p>「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年5月27日法律第56号)」の施行(R5.4.1)に関する国説明会・意見交換会等に参加し、具体的な制度運用について情報収集を行うとともに、円滑に新制度への移行が進むよう要望等を行った。(①6/29,②8/4,③9/1,④9/8,⑤11/10,⑥11/15,⑦1/24,⑧3/2)</p> <p>[連絡協議会]</p> <p>2 富山県農地中間管理事業連絡協議会の開催</p> <p>(1) 県、市町村、JA、農業会議及び県土地改良事業連合会など関係機関を構成員とする「富山県農地中間管理事業連絡協議会」を開催し、法改正に伴う具体的な制度運用について情報共有し、課題を整理・検討のうえ対応方針を決定した。(①8/9,②10/26,③3/22)</p> <p>(2) 農地中間管理事業連絡協議会活動方針を策定し、これに基づき活動を展開した。(借受目標:1,600ha)⇒参考資料1、2</p> <p>[市町村等19団体]</p> <p>3 市町村毎の課題の抽出と対応方針の検討</p> <p>(1) 例年の市町村キャラバンと異なり、農林水産省や北陸農政局が、改正法対応等をテーマに、県内市町村等において現地視察・改正法説明・意見交換等を行ったことから、県とともに機構も参加した。</p> <p>①農水省経営局長ら氷見市、砺波市意見交換(6/14)</p> <p>②農政局経営・事業支援部長ら魚津市、県、機構、農業会議との意見交換(7/7)</p> <p>③北陸農政局との意見交換 (上市・砺波9/21,富山・小矢部11/28,氷見11/29,滑川・富山2/17)</p> <p>(2) 市町村等と連携した農地に関する課題の解決</p> <p>①農地の保全管理(立山 0.2ha) 担い手が急逝した農地を保全管理(耕起、草刈等)しつつ、新たな耕作者を探した。</p> <p>②遊休農地の解消(入善 0.2ha) 担い手へ転貸するため、遊休農地解消緊急対策事業(R4国新規事業)を活用し、遊休農地の草刈等を行った。</p> <p>[県農業会議及び農業委員会]</p> <p>4 研修会等への参加</p> <p>県農業会議や農業委員会が主催する農業委員・農地利用最適化推進委員等を対象とした研修会で、農地中間管理事業について説明した。</p> <p>(1) 市町村農業委員会、農政担当課職員研修会(5/24~25、2/13)</p> <p>(2) 富山県農業委員会大会(11/16)、農業法人・企業稲作経営研修会(12/13)</p> <p>(3) 黒部市農業委員会(7/5)</p> <p>(4) 機構専務理事が、県農業会議の常設審議委員会に出席。</p>	<p>A</p> <p>A (4名)</p> <p>B (1名)</p>	<p>・農業委員会の研修会に参加し連携を強化するのは良い。更に関係機関との連携を強化してもらいたい。</p>
<p>(2) 農業者への周知徹底新規就農者や企業への対応</p> <p>A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	A	<p>1 広報活動の強化</p> <p>(1) パンフレットの作成 ※機構集積協力金や固定資産税軽減措置も記載 20,000部:農家配布、市・JA等の窓口に設置等(7月)</p> <p>(2) 農業参入フェア2022(東京・大阪・福岡)でのパンフレット配置(11~12月) 農業参入を希望する法人を対象とした農水省主催イベント</p> <p>2 担い手との意見交換と機構活用促進</p> <p>「農業法人・企業稲作研修会(12月)」に参加し、機構活用のメリット(中間管理事業の活用が、地権者の費用負担のない機構関連農地整備事業や各種補助事業の採択要件となることが多いこと等)を説明するとともに、制度に関する意見交換を行った。</p>	<p>A</p> <p>A (3名)</p> <p>B (1名)</p> <p>C (1名)</p>	<p>・現段階の機構活用のメリット(①地権者負担のない機構関連農地基盤整備事業や、②権利関係が不明確化する農地を知事裁定により活用できること等)を明確に示すべき。</p> <p>・もっと担い手との意見交換を行い、基盤整備事業や補助事業をPRすべき。</p>
<p>(3) 農業者、委託先の負担軽減等への取組み</p> <p>A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。</p>	A	<p>1 改正法を反映した事業規程の改正 ⇒参考資料3</p> <p><主な改正内容></p> <p>①「地域計画※」を策定する市町村、「目標地図※」素案を策定する農業委員会、他関係機関との一体的な業務推進を規定。(1条)</p> <p>※地域毎に、概ね10年後の農地利用の姿や農地一筆毎の担い手を定める計画</p> <p>② 農地相談員(現地コーディネーター)の配置を追加。(1条)</p> <p>③「地域計画」の区域内を、重点実施区域に設定。(2条)</p> <p>④ 中間管理権の期間を、原則5年以上から原則3年以上に緩和。(6条)</p> <p>⑤ 特定農作業受委託等を機構の業務に追加。(5条の3、6条の3、7条の3)</p>	<p>A</p> <p>A (4名)</p> <p>C (1名)</p>	<p>・法改正の最大の特徴は、担い手のあり方を地域で選べることにした点である。(地域計画により多様な担い手等に農地を配分できる)</p> <p>・地域計画は農地だけでなく、村づくりプランが前提となり、市町村の力量が問われるので、これまで以上</p>

		⑥ 共有者不明農用地・所有者不明農地等対応手続きを追加。(8条、9条) ⑦ 新規就農希望者を対象とする研修事業の実施基準を追加。(10条の2) ⑧ 契約解除事由に、経営上の重大な事故発生を追加。(15条) ⑨ 農地転貸先が農地に附属物(ハウス、果樹等)を設置する場合や、借賃未払の場合、連帯保証人や保証金を求める規定を整備。(16条)		に市町村との連携が必要になる。 ・ 今後は担い手タイプ別(経営体以外を含めて)の農地集積率も指標にすべきでないか。 ・ 現実には法改正の理念どおりに進まない課題もあると思うので、しっかり取り組んでもらいたい。	
(4) 基盤整備等との連携 A:十分に行われている。 B:あまり行われていない。 C:ほとんど行われていない。	A	1 基盤整備事業との連携と機構活用促進 基盤整備実施地区において、農地中間管理事業の活用を図った。 ①国営水橋地区営農推進ワキングチーム(5/23～) ②国営水橋地区営農推進協議会(6/23～) ③黒部市出島地区中間管理権設定打合せ(9/9～) ④立山町東中野新地区打合せ(11/14～)	<u>A</u> A (5名)	・ 今後は所有者不明農地が増えると予想され、知事裁定を含めた万全の対策を準備しておくべきである。	
2 活動成果					
A:一定の成果をあげている。 B:あまり成果をあげていない。 C:ほとんど成果をあげていない。	A	1 担い手への農地集積率 ④ 68.8% 全国6位(③67.8% 全国6位) 県集積面積 39,849 ha/県耕地面積 57,900 ha	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 別添参照 シート2 「活動成果」 </div>	<u>A</u> A (4名) B (1名)	・ 実績は非常に良好。 ・ 法改正を機に、農地の団地化も進めてもらいたい。
	2 耕地面積に占める機構借入面積(H26～R4)の割合 ④ 19.7% 全国3位(③17.5% 全国3位) 機構借入面積(H26～R4) 11,426ha/県耕地面積 57,900 ha				
3 令和5年度に向けた意向					
体制・推進方法改善の意向 A:妥当である。 C:見直しが必要である。	A	1 関係機関との緊密な連携による一体的な業務推進 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の施行(R5.4.1)により、今後は、市町村が協議の結果を踏まえて策定した「地域計画(目標地図)」の実現に向けて関係機関が連携して取組を推進することとされており、機構は、地域計画の策定主体であり農地行政の基本単位である市町村、目標地図の素案の作成を行う農業委員会、加えて、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を推進するものとする。	<u>A</u> A (4名) C (1名)	・ 農業経営支援を含め、いろいろな団体との連携が必要になる。 ・ 農地1筆毎に将来の担い手を定めていく目標地図の策定作業は、大変な作業ではあるが、これまで課題であった、出し手と担い手の需給ギャップを調整する効果も期待できるので、機構としてもしっかり連携を図ってもらいたい。 ・ 農地相談員の現地活動を強化するなどし、特に若手の農業者の意見も積極的に農業施策に反映してもらいたい。	
		2 農地相談員(現地コーディネーター)の配置 機構は、農地相談員(現地コーディネーター)を配置し、市町村が地域計画を策定する際には、農業者等の協議の場に積極的に参加するとともに、地域計画の策定に向けて、市町村及び農業委員会への積極的な協力を行う。			
		3 市町村毎の課題の抽出と対策の検討 「地域計画(目標地図)」をはじめとする改正法対応の他、機構関連農地基盤整備事業・機構集積協力金交付事業・遊休農地解消緊急対策事業等の活用など、課題を抱える市町村や地域を中心に、関係機関によるキャラバン活動を行う。			
		4 利用権設定等促進事業から農地中間管理事業への円滑な移行 利用権設定等促進事業が、令和7年4月以降または地域計画の策定後のいずれか早い時期から、新規契約や契約の更新ができなくなることから、「地域計画(目標地図)」の策定作業と連携しながら、このことを周知し、円滑に農地中間管理事業への移行が図られるよう努める。			
4 総合評価					
A～Cの3段階で評価 A:良好。 B:普通。 C:不十分。	A		<u>A</u> A (4名) C (1名)	概ね良好に実施されている。	